

静 情 審 第 1 4 号  
平成 2 1 年 9 月 2 8 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会  
会 長 興 津 哲 雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成20年6月27日付け県こ第35号及び平成20年7月18日付け県こ第45号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

県民のこえ室に寄せられた意見等の非開示決定に対する異議申立て（諮問第158号）

県民のこえ室に寄せられた意見等及びその対応結果の部分開示決定に対する異議申立て  
（諮問第159号）

## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県知事が非開示とした部分のうち、別表1及び別表2の「当審査会が開示すべきと判断した部分」は開示すべきである。

### 2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成20年5月6日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「これまでに県民の皆様からお寄せいただいた「こえ」としてWEBで公開されていない平成19年度に「県民のこえ室」あて寄せられた意見・提言・要望等のすべて及びそれら意見等に対する県の対応の結果を記した書面一切」の開示を請求し、平成20年5月7日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求書に対応する公文書として、「平成19年度に県民のこえ室に寄せられた意見・要望等及びそれに対する県の対応の結果を記した文書」（以下「公文書1」という。）及び「平成19年度に県民のこえ室に寄せられた、意見申出人が作成した意見・要望等の文書」（以下「公文書2」という。）」（以下、公文書1及び公文書2を併せて、「本件公文書」という。）を特定した。
- (3) 平成20年5月19日、実施機関は、異議申立人に対し開示決定等の期間延長を通知した。
- (4) 平成20年6月20日、実施機関は、公文書1について、条例第7条第2号、第3号及び第6号に該当するとの理由で部分開示決定（以下「処分1」という。）を行い、公文書2について、同条第2号及び第6号に該当するとの理由で非開示決定（以下「処分2」という。）を行い、異議申立人に通知した。平成20年7月8日、実施機関は、処分1の変更（以下「変更処分1」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (5) 平成20年6月23日、異議申立人は、処分1及び処分2を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行い、平成20年6月24日、実施機関は、これを受け付けた。平成20年7月14日、異議申立人は、同条の規定により、変更処分1について、実施機関に対し異議申立てを行い、平成20年7月15日、実施機関は、これを受け付けた。

### 3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、処分1、変更処分1及び処分2（以下、これらを「本件処分」という。）を取り消し、適正な理由を付記した適正な部分の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由を、要約すると次のとおりである。

- (1) 本件処分において、実施機関が非開示とした理由は、大別すると①特定の個人が識別

されるおそれがある。②個人が特定されないとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがある。③県民が意見等を寄せることをい縮してしまい、県民のこえ室の事業に支障を及ぼすおそれがある。④法人等の事業活動情報の4つである。しかし、どの理由によりどのような文書等が非開示となったのか、あるいは、いずれかの理由が重複することによって非開示となったのかなどが全く不明であるばかりでなく、非開示の理由は、条文を引用した程度に過ぎず、的確にその当否を論ずることすら困難である。このように、非開示の理由は、極めて具体性が乏しく、行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保して、そのし意を抑制し不服申立ての便宜を与えることにならず、理由の記載として不適法である。また、②については、非開示とした文書等のすべてが、個人識別性のある部分を除いたとしても公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとは到底考えられず、個別・具体的にどのような保護に値する権利や利益が害されるのかが不明である。③については、事務事業に及ぼす支障の程度に法的保護に値するがい然性があるのか、④については、具体的に法人等のどのような権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるのかも全く示されていない。

- (2) 実施機関は、意見申出人が意見等を寄せる際、自分が作成した文書そのものが公開されることを予想していないと主張するが、県ホームページで公表済みの意見等は、県が要約したものであるとは認識し難く、県民等の生のこえが載っているととらえるのが社会通念上一般的な理解であり、自分の文章そのものが公開されることを全く想定しないで意見を寄せるのが常態であるとまで解することには根拠がない。また、県ホームページから寄せられる意見等は、特段公開しないようにとの意思表示がない限り、むしろ意見自体が公になってもその意見を採用してもらいたいとの意思で意見を述べていると考えるのが社会通念上妥当な認識である。さらに、個別具体的な「事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の検討なしに、公にすることにより、意見等の提出をちゅうちょさせるとの法的保護に値する程度の「おそれ」のがい然性の存在を主張することはできないはずである。

実施機関は、意見申出人が作成した文書は、意見申出人の考えや感情を表現したものであることなどから、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、なお意見申出人の権利利益を害するものであり、条例第7条第2号本文後段に該当すると主張するが、単に考えや感情が記載されていることのみで一律に当該規定が適用されるべきではなく、意見等の原文についても、その要旨同様、個人識別情報を除外して、公開すべきである。また、条例第7条の原則開示の趣旨に立って、個別の事案ごとに具体的な個人の人格と密接にかかわる情報の有無を検討の上、必要最小限の非開示とすべく判断すべきである。

- (3) 意見申出人の氏名等の情報のうち、特定の個人を識別できるもの以外の不明、性別、年代などの情報について、一律に法的保護に値する権利利益を認めることは困難であって、同条第2号適用の根拠を欠くものである。また、実施機関は、意見申出人の氏名等の情報は、個人識別性のない性別、年代などであっても一律に公開されることがないとの県民からの信頼を確保することが、県民のこえ事務の執行上不可欠であると主張するが、当該主

張は根拠がなく是認できない。

- (4) 意見等の要旨等に記載された意見申出人に関する情報については、単に一律に判断することなく、個別具体的に「個人識別性」や「権利利益を害するおそれ」について判断すべきである。「言動や態様等の記述」が同条第6号に該当するか否かは「少しでも意見を出そうとの思いをちゅうちょさせるおそれ」という低い確率を基準に判断すべきものではなく、あくまで社会通念上もっともだというレベルの、すなわち法的保護に値する程度のがい然性が要求されるものである。
- (5) 公務員等の氏名等、事業者名等及び関係室等の事業に支障がある部分の情報について、実施機関は非開示の理由として、様々な「おそれ」を主張しているが、その当否については、個々の事案における非開示部分を見ることなしには判断できない。よって、その当否については、静岡県情報公開審査会において、本件公文書の非開示部分を見分することによって判断されることを望むものである。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張を要約すると次のとおりである。

##### (1) 意見申出人が記載した意見等の情報

意見申出人は県に意見等を寄せる際、自分が作成した文書そのものが公開されることを予想しておらず、これを公開することは意見申出人が意図していた目的や範囲を超えるものである。県ホームページの意見等の入力画面には「お寄せいただいたご意見等は個人が特定できないように編集した上で、意見及び回答の要旨をホームページ上で公開する場合があります。」と付記しており、自分の文章そのものが公開されるとの認識で行われていないことは明らかである。また、意見申出人の作成した文書は、意見申出人の考えや感情を表現したものであり、その文体などと併せて作成したその個人の人間性などが色濃く反映されているものであることから、たとえ個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、なお意見申出人の権利利益を害するものである。さらに、意見申出人が作成した文書そのものが公開されることになれば、県民が県に対して自らの思いを率直に表した文書を提出することをちゅうちょさせるおそれがあり、より多くの県民から意見をいただくという県民のこえ事務に支障を及ぼすものである。

##### (2) 「発信者情報」欄等に記載された意見申出人の氏名等の情報

意見申出人の氏名、住所等は個人情報であり、当然非開示となるものであるが、特定の個人が識別されないイニシャルや偽名と推察されるもの、あるいは不明等と記載されていても、意見申出人が自らをそのような形で意見等を申し出たということを公開することは、公開されることを意図しないで意見等を寄せた意見申出人の権利利益を害するものである。また、意見申出人の氏名や住所等の情報は、県民からの意見等をいただくという事務にとっては、最も秘匿しなくてはならないものであり、それらを記載する部分はたとえ個人識別情報が記載されていなくても一律に非公開とし、その部分は公開されないことのないとの県民からの信頼を確保することが県民のこえ事務の執行上不可欠で

あり、県民に開示されるかも知れないとの不安を少しでも抱かせることは、県民のこえ事務の執行に支障を及ぼすものである。

(3) 要旨等に記載された意見申出人に関する情報

非開示とした情報は、意見等の要旨に記載された意見申出人に係る地名、施設名などの意見申出人が特定されるおそれのあるもの、又は特定はされないが意見申出人の言動や態様等の記述であって当該個人の権利利益を害するおそれのあるものである。意見申出人は意見等を申し出る際、自らの事や自らの意見が公になるとは想定しておらず、少しでも意見申出人が特定されるおそれのある部分又は少しでも意見申出人の権利利益を害するおそれのある部分は、条例第7条第2号を適用し非開示としたものである。また、意見等の内容の具体的・個別的な事項まで公にすれば、県民が県に意見等を申し出ることをちゅうちょさせてしまうおそれがあり、県民のこえ室の広く意見等を頂くといい事務を円滑に行うことができず、当該事務に支障を及ぼすことから、少しでも意見を出そうとの思いをちゅうちょさせるおそれのある部分も同条第6号を適用し非開示としたものである。

(4) 要旨等に記載された非難対象の公務員等の情報

非難対象の公務員等の情報は、電話の対応や勤務態度等が悪いなどの意見等の要旨等に記載されたものであり、電話対応や勤務態度に係る非難等は当該公務員等の職務遂行上の情報とは言えず、同条第2号ただし書本文に該当しない。また、たとえ公務員等の職務遂行上のものであるとしても、そのすべてが事実かどうか不明な個人識別性のある情報を公にすることにより、当該個人の評価を低下させ、その権利利益を不当に害するものであることから、同条第2号ただし書を適用できるものである。

(5) 要旨等に記載された非難対象の事業者名等の情報

非難対象の事業者名等の情報は、特定の事業者の対応等が悪いなどの内容が、意見等の要旨等に記載されたものであり、意見等の内容のすべてが事実かどうか不明であることから、事業者が特定されるおそれがある情報を公にすることにより、当該事業者の権利利益を害するおそれがある。したがって、同条第3号を適用し非開示としたものである。

(6) 報告書に記載された関係室等の事務事業の情報

関係室等の事務事業に支障を及ぼすおそれがあるものとして非開示とした情報のうち、項目名「学校野球部の指導」の「調査結果」については、既に学校による調査や対応が行われ、意見申出人を特定あるいは想定して、解決や再発防止に向けて対応が進められており、学校、意見申出人、児童等に関する情報を開示することは、対応に当たっている県教育委員会の業務に支障となるばかりか、意見申出人を含めた関係する児童、学校等にとって不利益が生ずるおそれがある。

次に、項目名「不正行為疑義」の「所管機関の対応」については、県建設業室が各試験機関から公表しないことを前提に得た情報であり、これを公にすることにより、各機関の信頼を損ない、建設業室の今後の事務事業に支障を及ぼすおそれがあるものである。

また、県民のこえ室が、意見等に対する具体的な情報を関係室等から得ることは、県民のこえ事務の円滑な執行に必要なことであるが、関係室等の事務事業に支障を及ぼすおそれがある情報を公にすると、今後関係室等から具体的な情報を得ることができなくなり、県民のこえ室の事務事業に支障を及ぼすものである。したがって、同条第6号を適用し非開示としたものである。

(7) 非開示の理由の記載について

異議申立人は、どの理由によりどのような文書等が非開示になったのか等が不明であり、非開示の理由に具体性が乏しいと主張するが、実施機関は、処分1及び変更処分1の通知書には、当該部分開示文書のページごとに、開示しない部分、根拠規定を記載し、開示しない部分に対応する理由として、それぞれの理由を分けて記載している。また、処分2の通知書には、当該非開示文書の根拠規定とその理由を記載している。したがって、非開示部分、根拠規定及び理由の記載は適正であり、異議申立人の主張する不適法には当たらない。そもそも異議申立人は、部分開示した公文書1の写しが到達する前に、異議申立て（平成20年6月23日付け）を行っており、異議申立人の主張の意図に疑問を禁じ得ない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事件について、諮問第158号及び第159号を併合し、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 「県民のこえ」事務について

「県民のこえ」事務とは、「県民参加による開かれた県政」を推進するため、県民から直接、意見、要望、苦情などを電話、手紙、はがき、ファクシミリ、電子メール、県ホームページの意見等入力フォームなどにより、県民のこえ室が受け付けた上で、回答等の適切な処理を行う事務であり、広聴事業の柱の一つである。

県ホームページの意見等入力フォームは、当該ページに必要な事項を入力して送信することにより、県に意見等を提出するものであり、入力項目は、意見申出人の氏名、年代、性別、郵便番号、住所、電話番号、電子メールアドレス、意見等の標題及び意見等の内容である。そのうち、意見申出人の電子メールアドレス、意見等の標題及び意見等の内容は、必須入力項目であるが、その他は任意入力項目とされている。なお、当該ページには「お寄せいただいたご意見等は個人が特定できないように編集した上で、意見及び回答の要旨をホームページ上で公開する場合があります。」と付記されている。

県に寄せられた意見等は、「広聴事案処理要領」（平成7年4月1日施行）に基づき、県政に対する意見等を「広聴事案」とし、県政に関係しない意見等や県政に関係していても軽易な問い合わせ等を「事案外」に分類した上で、「広聴事案」のうち、県民のこえ室長が回答を要すると判断した意見等を「照会」とし、それ以外の意見等を「回報」に分類している。なお、「回報」は、担当所属長の判断により回答等の処理を行うこととし、「事案外」は、広聴事案に準じて処理を行うこととしている。

(2) 本件公文書の性質及び内容について

ア 公文書1

公文書1は、平成19年度に県民のこえ室に寄せられた意見及び要望並びにそれに対する県の対応の結果を記した文書であり、意見等の全文、要旨、回答文、意見申出人の氏名・住所等、供覧、処理内容などの情報が記載されている。

なお、実施機関は、処分1及び変更処分1により、意見申出人に関する個人情報、非難対象の公務員・事業者名等の情報、関係室等の事務事業に支障を及ぼすおそれがある情報などを非開示とし、その余の情報を開示している。

当審査会は、実施機関が処分1及び変更処分1により非開示とした情報について、その内容・性質などから、以下のとおりに類型化する。

(ア) 意見申出人が記載した意見等の情報

意見申出人が記載した意見等の標題、本文などの情報

(イ) 「発信者情報」欄等に記載された意見申出人の氏名等の情報

意見申出人の氏名、ニックネーム、性別、年齢、年代、郵便番号、住所、電話番号、電子メールアドレス、所属団体、職業、インターネットモニターなどの情報、及びそれらの情報が記載される欄に記載された一般、不明、匿名などの情報

(ロ) 要旨等に記載された意見申出人に関する情報

意見等の要旨、回答文等に記載された意見申出人に関連する地域名、学校名、図面、施設名、病名、言動、態様などの情報

(ハ) 要旨等に記載された非難対象の公務員等の情報

意見等の要旨等に記載された非難対象の公務員等の所属、職名、氏名、年代などの情報

(ニ) 要旨等に記載された非難対象の事業者名等の情報

意見等の要旨等に記載された非難対象の事業者名等の情報

(ホ) 報告書に記載された関係室等の事務事業の情報

項目名「学校野球部の指導」の「調査結果」の情報、及び項目名「不正行為疑義」の「所管機関の対応」の情報

イ 公文書2

公文書2は、平成19年度に県民のこえ室に寄せられた意見申出人が作成した意見・要望等の文書であり、当審査会において公文書2を見分したところ、A3・A4・B4判の用紙で870枚余あり、その用紙の一部には、供覧等の情報が記載された小さな用紙が付されているものが認められた。

また、公文書2は、意見等の標題・本文、意見申出人の氏名・住所等、意見等の送付先、供覧、処理方針、処理結果、法人等の広告等の情報などが記載されている。

当審査会は、実施機関が処分2により非開示とした情報について、その内容・性質などから、以下のとおりに類型化する。

(ア) 意見申出人が記載した意見等の情報

意見申出人が記載した意見等の標題、本文などの情報

(イ) 「発信者情報」欄等に記載された意見申出人の氏名等の情報

意見申出人の氏名、ニックネーム、性別、年齢、年代、郵便番号、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、所属団体などの情報、及びそれらの情報が記載される欄に記載された一般、不明、匿名などの情報

(ウ) 意見申出人が記載した意見等の送付先欄の情報

意見等の送付先の情報であり、個人の氏名、個人の電子メールアドレス、法人等の名称、法人等の電子メールアドレスなどの情報

(エ) 実施機関の職員が記載した供覧・処理等の情報

供覧等に係る県職員の印影、意見等に関する処理方針、処理結果などの情報

(オ) 法人等の代表者が記載した当該法人等の広告等の情報

法人等の代表者が提出した意見に記載された当該法人等の広告等に係る情報

(カ) 上記以外の情報

上記の情報以外のものであり、定型様式の項目、意見等の提出日時、実施機関の受付日時などの情報

(3) 条例第7条の非開示情報該当性について

実施機関は、公文書1の非開示部分が同条第2号、第3号及び第6号の非開示情報に該当し、公文書2が同条第2号及び第6号の非開示情報に該当すると主張しているので、以下検討する。

第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とした上で、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る情報を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が警察職員（中略）である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。」のいずれかに該当する情報は開示しなければならない旨規定している。

第3号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしない



こととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非開示情報として規定している。

第6号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

#### ア 公文書1

上記において、類型化した情報について、以下検討する。

##### (7) 意見申出人が記載した意見等の情報

実施機関は、当該情報が第2号及び第6号で規定する非開示情報に該当する旨主張しているため、以下検討する。

##### a 第6号該当性の有無

##### (a) 意見等の標題の情報

実施機関は、公文書1に係る意見等の標題の情報については、処分1及び変更処分1で、そのほとんどを開示していると認められる。当審査会において、実施機関が非開示とした標題の情報を見分したところ、標題の情報（意見申出人の氏名・居住地名等を除く。）は、既に処分1及び変更処分1で開示されている要旨の標題の情報と同様のものであること、及び意見申出人を特定できるものではないことから、当該情報は、これを公にすることにより、県民のこえ事務に関する県民等の信頼を損ない、その事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。したがって、当該情報は、第6号に該当しない。

標題の情報のうち、意見申出人の氏名・居住地名等の情報は、要旨以上の個人の特定につながる具体的な情報であることから、これを公にすることにより、県民のこえ事務に関する県民等の信頼を損ない、その事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。したがって、当該情報は、第6号に該当し、非開示とすべきである。

##### (b) 意見等の本文の情報

異議申立人は、「県ホームページから寄せられる意見等は、特段公開しないようにとの意思表示がない限り、むしろ意見自体が公になってもその意見を採用してもらいたいとの意思で意見を述べていると考えるのが社会通念上妥当な認識である。さらに、個別具体的な「事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の検討なしに、公にすることにより、意見等の提出をちゅうちょさせるとの法的保護に値する程度の「おそれ」のいが然性の存在を主張することはできないはずである。」と主張する。しかし、県ホームページに記載されている「個人が特定できないように編集した上で、意見及び回答の要旨をホームページ上で公開する場合があります。」との文言は、一般に、実施機関が意見等を公開する場合は、個人が特定されないように当該意見等を編集することを前提としていると理解され

るものであり、意見申出人が作成した本文そのものを公開することがあるとまで理解されるものとは認められない。したがって、意見等の本文そのものを編集せずに公開することは、県民等の県民のこえ事務に対する信頼を損なうものであると認められる。

また、意見申出人によっては、意見等の本文そのものを公開してほしい、又は公開されても支障がないと考える者も少なからずいると認められるが、その一方で、意見等の本文そのものを公開しないでほしい、又は公開されると支障があると考えられる者も同様に少なからずいると認められる。そうすると、県民のこえ事務は、何人も意見等の公開・非公開の意思を個別に問われることなく、自らの率直な意見等を県に対して提出できるものであることから、意見等の本文そのものを公開することは、その公開を望まない者にとって、意見等に自らの率直な思いや正確かつ詳細な情報を記載することをためらわせ、ひいては、意見等を提出することを思いとどまらせることになることと認められる。したがって、当該情報は、これを公にすることにより、県民から、より多くの率直な意見等を頂くとする県民のこえ事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、意見等の本文は、第6号に該当し、非開示とすべきである。

#### b 第2号該当性の有無

上記において非開示とすることが妥当であると判断した情報については、第2号該当性を判断するまでもないので、第6号に該当しない情報の第2号該当性について、以下検討する。

標題の情報（意見申出人の氏名・居住地名等を除く。）は、特定の個人を識別できるもの、又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められないことから、当該情報は、第2号に該当せず、開示すべきである。

#### (イ) 「発信者情報」欄等に記載された意見申出人の氏名等の情報

実施機関は、当該情報が第2号及び第6号で規定する非開示情報に該当する旨主張しているので、以下検討する。

#### a 第2号該当性の有無

当該情報のうち、意見申出人の氏名、ニックネーム、年齢、郵便番号、住所（都道府県名を除く。）、電話番号、電子メールアドレス、所属団体、職業などの情報は、特定の個人を識別できるもの、又は公にすることにより個人の権利利益を害するものであると認められることから、第2号本文に該当する。また、当該情報は、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、非開示とすべきである。

次に、意見申出人の住所のうち都道府県名、性別及び年代の情報は、特定の個人を識別できるものとは認められず、また、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないことから、第2号に該当しない。

次に、インターネットモニターの情報は、意見申出人が県政インターネットモニ

ターであることを明らかにするものであるが、当該モニターは500人程度おり、その氏名、住所等の情報は公表されていないことから、当該情報は、特定の個人を識別できるもの、及び公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められず、第2号に該当しない。

意見申出人の氏名等が記載される欄に記載された一般、不明、匿名等の情報が、第2号に該当しないことは明らかである。

b 第6号該当性の有無

上記において非開示とすることが妥当であると判断した情報については、第6号該当性を判断するまでもないので、第2号に該当しない情報の第6号該当性について、以下検討する。

意見申出人の住所のうち都道府県名、性別、年代、インターネットモニター、一般、不明、匿名等の情報は、意見申出人を特定できるものではなく、また、個人の機微に関する情報でもないことから、これを公にすることにより、県民のこえ事務に対する県民等の信頼を損ない、その事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。したがって、当該情報は、第6号に該当せず、開示すべきである。

(り) 要旨等に記載された意見申出人に関する情報

当該情報は、意見等の要旨、回答文等に記載された意見申出人に関する地域名、学校名、図面、施設名、病名、言動、態様などの情報である。

実施機関は、当該情報が第2号及び第6号で規定する非開示情報に該当する旨主張しているため、以下検討する。

a 第2号該当性の有無

意見等の要旨等に記載された意見申出人に関する情報のうち、意見申出人の居住地が特定される個別的かつ具体的な地域名、学校名、図面、施設名などの情報は、意見申出人と密接に関連する情報であることから、これを公にすることにより、既に処分1及び変更処分1で開示されている意見等の要旨等の情報や他の情報と照合することによって、特定の個人を識別できるもの、又は個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。また、意見申出人の病名、言動、態様などの個別的かつ具体的な情報は、個人の機微に関する情報であることから、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。したがって、これらの情報は、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、非開示とすべきである。

次に、施設名、学校名などの情報であっても、意見申出人の居住地が特定されない情報や、一般的又は抽象的な情報は、これを公にしても、既に処分1及び変更処分1で開示されている意見等の要旨等の情報や他の情報により、特定の個人を識別できるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。したがって、当該情報は、第2号に該当しない。

b 第6号該当性の有無

上記において非開示とすることが妥当であると判断した情報については、第6号該当性を判断するまでもないので、第2号に該当しない情報の第6号該当性について、以下検討する。

意見申出人の居住地が特定されない情報や、一般的又は抽象的な情報は、意見申出人を識別できるものではなく、個人の機微に関する情報でもないことから、これを公にすることにより、県民のこえ事務に対する県民等の信頼を損ない、その事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとまでは認められない。したがって、当該情報は、第6号に該当せず、開示すべきである。

(エ) 要旨等に記載された非難対象の公務員等の情報

実施機関は、当該情報が第2号で規定する非開示情報に該当する旨主張しているので、以下検討する。

当該情報は、意見等の要旨等に記載された非難対象の公務員等の氏名、職名、性別、所属などの情報であり、その内容・性質などから、「職務態度が悪い。」及び「職務上の回答間違い。」並びに「職場内いじめ」に係る情報に分類した上で、以下検討する。

a 「職務態度が悪い。」及び「職務上の回答間違い。」に係る情報

(a) 同号ただし書ウ本文該当性の有無

当該公務員等の情報は、意見申出人の意見等の要旨等に記載されたものであり、その内容は、意見申出人の主観に基づくものであるということは否定できない。しかし、当該公務員等の情報は、職務上の電話対応や職務上の照会に対する回答などに関するものであり、当該公務員等に分任された職務の遂行に係る情報（以下「職務遂行情報」という。）と密接に関連するものであることから、当該情報は、公務員等の職務遂行情報の一部であると認められる。したがって、当該情報は、同号ただし書ウ本文に該当する。

(b) 同号ただし書ウただし書該当性の有無

当審査会において、当該公務員等の情報を見分したところ、当該情報には、非難対象の公務員等の情報と、非難対象ではない公務員等の情報があると認められる。

まず、非難対象の公務員等の情報については、意見申出人の主観に基づく意見等の要旨等に記載されたものであり、その内容が正確な事実関係に基づくものであるか不明であることから、当該情報は、職務遂行情報であっても、その氏名を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものと認められる。したがって、当該情報のうち、氏名は同ウただし書に該当し、同ア及びイに該当しないと認められることから非開示とすべきである。

一方、非難対象ではない公務員等の情報については、これを公にすることにより、当該公務員等が、その意見等の応対や処理に関与したことが分かるが、当該公務員等は非難対象ではないことから、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものとは認められない。したがって、当該情報は、同ウただし書に該当

せず、開示すべきである。

b 「職場内いじめ」に係る情報

当該情報は、「職場内いじめ」に係る意見等の要旨等に記載された公務員等の所属、職、氏名等の情報である。

当該情報は、いじめを受けたという意見申出人の機微に関する情報と密接に関連するものであることなどから、これを公にすることにより、既に処分1及び変更処分1で開示されている意見等の要旨等の情報などと照合することにより、当該意見申出人等を識別できるもの、又は当該個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、第2号本文に該当する。また、当該情報は、公務員等の職務に関連する情報ではあるが、いじめという行為は、当該公務員等の職務遂行情報であるとは認められないことから、同号ただし書ウに該当せず、また、同ア及びイに該当しないと認められる。

したがって、「職場内いじめ」に係る公務員等の情報は、非開示とすべきである。

(オ) 要旨等に記載された非難対象の事業者名等の情報

実施機関は、当該情報が第3号で規定する非開示情報に該当する旨主張しているため、以下検討する。

当審査会において、当該情報を見分したところ、当該情報には、非難対象の事業者の情報と、非難対象ではない事業者の電話番号等の情報があると認められる。

まず、非難対象の事業者の情報については、意見申出人の主観に基づく意見等の要旨等に記載されたものであり、これを公にすることにより、その真偽が不明であるにもかかわらず、既に処分1及び変更処分1で開示されている苦情等の内容から、当該事業者が不当な事業活動を行っているなどと理解されるおそれがあり、ひいては、当該事業者の評価を不当に低下させることになるものであることから、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。したがって、当該情報は、第3号に該当し、非開示とすべきである。

次に、非難対象ではない事業者の電話番号等の情報については、これを公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。したがって、当該情報は、第3号に該当せず、開示すべきである。

(カ) 報告書に記載された関係室等の事務事業の情報

実施機関は、当該情報が第6号で規定する非開示情報に該当する旨主張しているため、以下検討する。

a 項目名「学校野球部の指導」の「調査結果」の情報

当該情報は、項目名「学校野球部の指導」の意見等に係る報告書に記載されたものであり、当該報告書は、県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）が作成したものである。

当審査会において、当該情報を見分したところ、当該情報は、事務局の事務事業

に関する情報ではあるが、特定の学校及び特定の個人を識別できるものではないこと、及び当該情報の内容は、調査結果を詳細に記載したものではなく、その要旨の情報であることから、これを公にすることにより、意見申出人や関係者に特段、不利益を生じさせるものとは認められず、また、事務局及び県民のこえ室の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

したがって、当該情報は、第6号に該当せず、開示すべきである。

b 項目名「不正行為疑義」の「所管機関の対応」の情報

当該情報は、項目名「不正行為疑義」の意見等に係る報告書に記載されたものであり、当該報告書は、県建設業室が作成したものである。

当審査会において、当該情報を見分したところ、当該情報には、資格の名称、試験機関の名称、試験機関の担当者名及び試験機関の対応の情報が記載されている。

(a) 資格の名称及び試験機関の名称

実施機関は、「当該情報は、建設業室が各試験機関から公表しないことを前提に得た情報であり、これを公にすることにより、各機関の信頼を損ない、建設業室の今後の事務事業に支障を及ぼすおそれがある」と主張するが、資格の名称及び試験機関の名称は、法令に基づく国家資格の名称及び指定試験機関の名称であることから、これを公にすることにより、各試験機関と県との信頼関係を損なうおそれがあるものとは認められず、また、建設業室及び県民のこえ室の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとも認められない。

したがって、資格の名称及び試験機関の名称は、第6号に該当せず、開示すべきである。

(b) 試験機関の担当者名及び試験機関の対応

試験機関の担当者名及び試験機関の対応の情報は、建設業室が各試験機関から公表しないことを前提に得た情報であること、及び公にされている情報や公にされていないが通例として公にされる情報でもないことから、これを公にすることにより、当該試験機関の建設業室に対する信頼を損ない、今後、建設業室が各試験機関に対して任意の調査を行う際に、正確かつ詳細な情報を得ることが困難になるおそれがあり、その事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、試験機関の担当者名及び試験機関の対応の情報は、第6号に該当し、非開示とすべきである。

よって、公文書1について、実施機関が非開示とした部分のうち、当審査会が開示すべきと判断した部分は、別表1のとおりである。

イ 公文書2

上記において、類型化した情報について、以下検討する。

(ア) 意見申出人が記載した意見等の情報

a 意見等の標題の情報

当該情報は、上記の公文書1「意見等の標題の情報」に係る当審査会の判断と同様の理由により、標題の情報（意見申出人の居住地名、事務所名等及び生命に関する情報を除く。）は、開示すべきであるが、標題の情報のうち、意見申出人の居住地名、事務所名等の情報は、非開示とすべきである。

標題の情報のうち、意見申出人の生命に関する情報は、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、第2号本文に該当し、また、当該情報は、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。したがって、当該情報は、第6号該当性を判断するまでもなく、非開示とすべきである。

b 意見等の本文の情報

当該情報は、上記の公文書1「意見等の本文の情報」に係る当審査会の判断と同様の理由により、非開示とすべきである。

(イ) 「発信者情報」欄等に記載された意見申出人の氏名等の情報

当該情報は、上記の公文書1「「発信者情報」欄等に記載された意見申出人の氏名等の情報」に係る当審査会の判断と同様の理由により、一般、不明・匿名等、性別、年代、住所のうち国・州・都道府県名等の情報は、開示すべきであるが、氏名、ニックネーム、年齢、郵便番号、住所（国・州・都道府県名を除く。）、電話番号、電子メールアドレス、所属団体、職業などの情報は非開示とすべきである。

(ウ) 意見申出人が記載した意見等の送付先欄の情報

a 第2号該当性の有無

当該情報は、意見申出人が提出した意見等の送付先欄に記載された、個人の氏名、個人の電子メールアドレス、法人等の名称、法人等の電子メールアドレスなどの情報である。

(a) 個人の氏名、個人の電子メールアドレス等

個人の氏名（公務員等の氏名等を除く。）、個人の電子メールアドレス等は、特定の個人を識別できるもの、又は個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、第2号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、非開示とすべきである。

個人の氏名のうち、公務員等の氏名等は、第2号ただし書ウに該当すると認められることから、同号の非開示情報に該当しない。

(b) 法人等の名称、法人等の電子メールアドレス等

法人等の名称（意見申出人の居住地名の部分を除く。）、法人等の電子メールアドレス等が第2号に該当しないことは明らかである。

法人等の名称のうち、意見申出人の居住地名の部分は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものであると認められることから、第2号本

文に該当する。また、当該情報は、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、非開示とすべきである。

b 第6号該当性の有無

上記において非開示とすることが妥当であると判断した部分については、第6号該当性を判断するまでもないので、第2号に該当しない情報の第6号該当性について、以下検討する。

公務員等の氏名等、法人等の名称（意見申出人の居住地名の部分を除く。）、法人等の電子メールアドレス等は、これを公にすることにより、県民のこえ事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められず、第6号に該当しない。したがって、当該情報は、開示すべきである。

(エ) 実施機関の職員が記載した供覧・処理等の情報

a 第2号該当性の有無

(a) 供覧に係る情報

供覧に係る公務員等の情報は、当該公務員等の職務遂行情報であることから、第2号ただし書ウに該当し、同号の非開示情報に該当しない。

(b) 処理等に係る情報

処理等の情報（警察職員の氏名、意見申出人の氏名及び病名を除く。）は、特定の個人を識別できるものとは認められず、また、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないことから、第2号に該当しない。

処理等の情報のうち、警察職員の氏名は、第2号ただし書ウただし書に該当すると認められることから、同号ただし書ウに該当しない。また、当該情報は、同号ただし書ア及びイに該当しないと認められることから、非開示とすべきである。

また、処理等の情報のうち、意見申出人の氏名及び病名については、特定の個人を識別できるもの、又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、非開示とすべきである。

b 第6号該当性の有無

上記において非開示とすることが妥当であると判断した情報については、第6号該当性を判断するまでもないので、第2号に該当しない情報の第6号該当性について、以下検討する。

まず、供覧に係る公務員等の情報は、これを公にすることにより、県民のこえ事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められず、第6号に該当しない。

次に、処理等の情報（警察職員の氏名並びに意見申出人の氏名及び病名を除く。）は、単に処理区分や関係室等に送付したことなどを簡潔に記載したものであるこ



と、及び既に実施機関は処分1及び変更処分1において同様の情報を開示していることから、これを公にすることにより、県民のこえ事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められず、第6号に該当しない。

したがって、供覧・処理等の情報（警察職員の氏名並びに意見申出人の氏名及び病名を除く。）は、開示すべきである。

(ウ) 法人等の代表者が記載した当該法人等の広告等の情報

当該情報は、法人等の代表者から提出された意見等であり、当該法人等の事業活動の広告等に係る情報であることから、これを公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するものとは認められず、また、県民のこえ事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとも認められない。したがって、当該情報は、第6号に該当しない。また、当該情報が第2号に該当しないことは明らかである。

したがって、当該情報は、開示すべきである。

(カ) 上記以外の情報

当該情報は、上記の類型化した情報以外の情報であり、定型様式の項目、意見等の提出日時、実施機関の受付日時などの情報である。

当該情報は、特定の個人を識別できるものではなく、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないことから、第2号に該当しない。また、当該情報は、公にすることにより、県民のこえ事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められず、第6号に該当しない。したがって、当該情報は、開示すべきである。

よって、公文書2について、類型化した情報のうち、当審査会が開示すべきと判断した情報は、別表2のとおりである。

(4) 非開示の理由の記載について

異議申立人は、本件処分の理由の記載が不適法であると主張するので、以下検討する。

ア 条例第12条第1項の趣旨について

条例第12条第1項は、「実施機関は、前条各項の決定（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）をしたときは、当該決定をした根拠規定及び当該規定を適用した理由を同条各項の書面に記載しなければならない。」と規定している。

非開示決定等の理由の記載は、実施機関の判断が慎重かつ公正に行われることを担保してそのし意を抑制するとともに、開示請求者にとっては、非開示の理由を知ることにより、不服申立て又は訴えの提起を行うかどうかの判断や反論・反証を行うための参考となるものである。

非開示決定等に係る理由の記載については、条例施行規則（平成13年静岡県規則第13号。以下「規則」という。）第3条の様式により、公文書部分開示決定通知書には、「非開示部分、その根拠規定及び当該規定を適用した理由」を、公文書非開示決定通知書に

は、「非開示とした根拠規定及び当該規定を適用した理由」を記載する必要がある。

また、当該理由の記載としては、単に非開示部分又は非開示とした公文書名及び根拠規定を記載するだけでは不十分であり、開示請求者において、条例第7条各号で規定する非開示事由のいずれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものである必要があるが、当該公文書又は当該情報の種類、性質などから、開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は、その限りではないと解される。

#### イ 本件処分の理由の記載について

上記の趣旨に照らして、本件処分の理由の記載の適法性について、以下検討する。

##### (ア) 処分1及び変更処分1について

処分1及び変更処分1の理由の記載は、公文書1のページごとに意見等の項目名を記載した上で、非開示部分、根拠規定、当該規定を適用した理由を記載していると認められる。

まず、非開示部分の記載については、「意見申出人に係る情報」などのように一部抽象的な記載があり、必ずしも十分なものとは認められないが、意見等の項目名を記載した上で非開示部分を記載していること、非開示部分の内容をそのまま記載すれば当該情報を開示したことと同様の結果になってしまうおそれがあること、及び既に処分1及び変更処分1で開示されている情報から非開示部分の情報の種類・性質をおおむね理解できるものであると認められることから、当該記載は、妥当でないとは言えない。

次に、根拠規定の記載については、ページごとに第7条各号を併記して記載していることから、どの非開示部分がどの条文に該当するのかの対応関係が一部不明確であり、必ずしも十分なものとは認められないが、意見等の項目名・非開示部分・当該規定を適用した理由の記載や既に処分1及び変更処分1で開示されている情報から、どの根拠規定が適用されているかをおおむね理解できるものであること、及び一つの非開示部分について複数の根拠規定を重複して適用することもその妥当性は別として許容されることから、当該記載は妥当でないとは言えない。

次に、当該規定を適用した理由の記載については、「当該事業所の権利利益を害するおそれがある」などのように一部抽象的な記載や、どの理由がどの非開示部分に該当するのかの対応関係が一部不明確であり、必ずしも十分なものとは認められないが、意見等の項目名・非開示部分・根拠規定の記載や既に処分1及び変更処分1で開示されている情報から、どの非開示部分がどのような理由により適用されているかをおおむね理解できるものであると認められること、及び一つの非開示部分について複数の理由を重複して適用することもその妥当性は別として許容されることから、当該記載は妥当でないとは言えない。

したがって、処分1及び変更処分1の理由の記載は、不適法であるとは認められない。

##### (イ) 処分2について

処分2の理由の記載は、公文書2について、非開示とした根拠規定、当該規定を適用した理由を記載していると認められる。

まず、非開示とした根拠規定の記載については、「条例第7条第2号及び第6号に該当」と記載していることから、その適用の妥当性は別として、根拠規定の記載としては妥当でないとは言えない。

次に、当該規定を適用した理由の記載については、非開示とした文書の内容に係る説明が必ずしも十分なものとは認められないが、「意見申出人が作成した文書そのものを開示することにより、県民は、県民のこえ室へ意見・提言・苦情を寄せることに縮してしまい、県民のこえ室の多くの県民から意見等を寄せてもらうという業務に支障を及ぼすおそれがある。」などのように具体的な記述があることから、妥当でないとは言えない。

したがって、処分2の理由の記載は、不適法であるとは認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 付言

当審査会は、実施機関に対して、以下のとおり付言する。

条例第12条（理由の記載等）の趣旨は、実施機関の判断が慎重かつ公正に行われることを担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を請求者に知らせることにより、その不服申立て等に便宜を与えるものであることから、実施機関は、非開示決定処分又は部分開示決定処分を行う場合には、開示請求者が、非開示部分、その根拠規定及び当該規定を適用した理由を了知できるように、当該決定通知書に、非開示とした理由等を可能な限り具体的に記載するように努めるべきである。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 1

区分	ページ	項目	実施機関が非開示とした部分	左のうち、当審査会が開示すべきと判断した部分
照会	1	のぞみ通行税	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(氏名の部分を除く。)
	2	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(氏名・E-Mailの部分を除く。)
	4	同上	あて名	—
	6	太陽光発電設置	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(住所(都道府県名を除く。))の部分を除く。)
	7	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(郵便番号・住所(都道府県名を除く。))・E-Mailの部分を除く。)
	8	同上	あて名	—
	9	県営住宅	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
	10	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(E-Mailの部分を除く。)
	11	同上	あて先	あて先
	12	富士山こどもの国	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(氏名の部分を除く。)
	13	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(氏名・E-Mailの部分を除く。)
	14	同上	あて名、意見申出人に係る情報の部分	—
	15	パチンコの広告規制	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
	16	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(E-Mailの部分を除く。)
	18	同上	あて名	—
	20	不妊治療助成金	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(氏名・住所の部分を除く。)
	21	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(氏名・郵便番号・住所・E-Mailの部分を除く。)
	23	住宅供給公社の住民(隣人)への対応	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(氏名・住所の部分を除く。)
	24	同上	「発信者情報」	「発信者情報」(氏名・住所の部分を除く。)
	25	同上(電話口頭記録簿)	「相手方」、住宅供給公社職員の姓、県職員の姓	—
	26	住宅供給公社(電話口頭記録簿)	「相手方」、姓、意見申出人に係る情報の部分、住宅供給公社職員の姓	下から1・2行目の非開示部分
	27	同上	あて名	—
	28	静岡空港シンボルマーク	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(氏名の部分の1文字目から4文字目までを除く。)
	29	同上	「発信者情報」	「発信者情報」(氏名の部分の1文字目から4文字目まで・E-Mailの部分を除く。)
	30	同上	姓、あて名	—
	31	県立大学への携帯充電器の設置	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(氏名・住所の部分を除く。)
	32	同上	「発信者情報」	「発信者情報」(氏名・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。)

33	同上	メールアドレス、意見全文、氏名、住所、電話番号、あて名	—
34	同上	あて名	—
36	職員への苦情	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」（氏名の部分を除く。）
37	同上（電話口頭記録簿）	「相手方」、姓、意見申出人に係る情報の部分、県職員に係る情報の部分	「4内容」欄の本文のうち上から3行目の2箇所目の非開示部分、4行目の非開示部分
39	県立大学短期大学部教員	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
40	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（E-Mailの部分を除く。）
43	新幹線の停車本数	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」（氏名・住所の部分を除く。）
44	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
46	同上	あて名	—
47	月例経済報告	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
48	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（E-Mailの部分を除く。）
52	月例経済報告	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（E-Mailの部分を除く。）
54	水の森ビルの駐輪場	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」（氏名・住所の部分を除く。）
55	同上	「発信者情報」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・電話番号の部分を除く。）
56	同上	「投書者について」	—
57	同上	姓	—
58	同上	姓	—
59	三保海岸の侵食	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」（氏名・住所の部分を除く。）
60	同上	「発信者情報」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所の部分を除く。）
61	同上（過去の意見）	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・住所の部分を除く。）
62	同上	あて名、姓	—
63	同上	姓	—
64	助かりました	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
65	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（E-Mailの部分を除く。）
67	風力発電風車	「発信者別の区分」、意見申出人に係る情報の部分	「発信者別の区分」（氏名・住所の部分を除く。）
68	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」、意見申出人に係る情報の部分	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
69	同上	氏名	—
70	同上	姓、意見申出人に係る情報の部分	—

72	やぶきた原樹付近の清掃	「発信者別の区分」、意見申出人に係る情報の部分	「発信者別の区分」（氏名・住所の部分を除く。）
73	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
74	同上	「全文」、姓、意見申出人の個人情報に係る部分	—
75	同上	姓、意見申出人の個人情報に係る部分	—
76	新幹線	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
77	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（E-Mailの部分を除く。）
79	県立総合病院の救急外来対応	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」（氏名・住所（都道府県名を除く。）の部分を除く。）
80	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所（都道府県名を除く。）・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
81	同上	「意見等の情報」の「全文」	—
82	同上	あて名、意見申出人に係る情報の部分	上から3箇所目の非開示部分
83	県職員給料値上げ勧告	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」（氏名・住所の部分を除く。）
84	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
85	同上	あて名	—
86	お茶の木の栽培方法	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」（氏名・住所（都道府県名を除く。）の部分を除く。）
87	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所（都道府県名を除く。）・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
88	同上	あて名	—
90	山梨・静岡・神奈川3知事サミット	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
91	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（E-Mailの部分を除く。）
95	不妊治療助成・指定病院	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」（氏名・住所（都道府県名を除く。）の部分を除く。）
96	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所（都道府県名を除く。）・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
99	同上	「相手方氏名」	「相手方氏名」の3文字目以降の部分
100	被災地の女性のケア	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
101	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（E-Mailの部分を除く。）
106	県立高校の砂ぼこり	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
107	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（E-Mailの部分を除く。）
108	同上	学校名	—

109	県立美術館石段手すり	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」（氏名・住所の部分を除く。）
110	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
111	同上	あて名	—
113	車免許手続き	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」（氏名・住所の部分を除く。）
114	同上	「発信者情報」	「発信者情報」（氏名・住所・E-Mailの部分を除く。）
115	同上	メールアドレス	—
116	会計課の回答について	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（住所・E-Mailの部分を除く。）
119	同上	氏名、メールアドレス、意見の全文	意見の1行目
121	県と市町で滞納一掃	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」（氏名の部分を除く。）
122	同上	「発信者情報」	「発信者情報」（氏名・E-Mailの部分を除く。）
123	同上	メールアドレス、あて名	—
124	県立総合病院	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
125	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（E-Mailの部分を除く。）
126	同上	意見申出人に係る情報の部分	非開示部分の上から6行目から10行目まで、12行目の17文字目から13行目まで
127	静岡空港	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」（氏名の部分を除く。）
128	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・E-Mailの部分を除く。）
129	同上	姓	—
130	静岡空港	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」（氏名の部分を除く。）
131	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・E-Mailの部分を除く。）
132	同上	あて名、姓	—
133	同上	姓	—
136	総合教育センター職員勤務態度	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
137	同上	「発信者情報」	「発信者情報」（E-Mailの部分を除く。）
138	同上	あて名	—
139	医大設置	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」（氏名・住所の部分を除く。）
140	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
141	同上	姓、あて名、申出人の意見全文	—
143	聴覚特別支援学校への校名変更	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」（氏名・住所の部分を除く。）
144	同上	「発信者情報」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所の部分を除く。）
145	同上	あて名	—

	146	新幹線	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(氏名・住所の部分を除く。)
	147	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。)
	148	同上	あて名	—
	149	129ページ 静岡空港の回答の続き	意見申出人に係る情報の部分	—
	153	72ページやぶきた元樹付近の清掃の追加資料	意見申出人に係る情報の部分、添付されている図面	—
回報	1	下田総合庁舎の入口の階段	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(氏名・住所の部分を除く。)
	2	同上	「発信者情報」	「発信者情報」(氏名・住所の部分を除く。)
	3	苦情	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(氏名・郵便番号の部分を除く。)
	4	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(氏名・郵便番号・E-Mailの部分を除く。)
	5	同上	あて名、姓	—
	6	同上	メールアドレス、姓、あて名	—
	7	富士山静岡空港の建設について	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
	8	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
	9	同上(電話口頭記録簿)	「相手方」	「相手方」
	10	交通安全運動	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(氏名・住所の部分を除く。)
	11	同上	「発信者情報」	「発信者情報」(氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。)
	12	歩行者や自転車の交通ルール徹底	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
	13	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
	14	同上	「相手方」	「相手方」
	15	財務事務所職員の電話対応	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(氏名の部分を除く。)
	16	同上	「発信者情報」	「発信者情報」(氏名の部分を除く。)
	17	同上(電話口頭記録簿)	「相手方」、意見申出人に係る情報の部分、県職員の姓	「相手方」のうち3文字目以降の部分。 「4内容」欄の本文のうち上から4行目の2箇所目の非開示部分、5行目の非開示部分、9行目の1・2箇所目の非開示部分、13行目の非開示部分、14行目の1箇所目の非開示部分
	18	逮捕状が出ている職員への退職金	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(住所の部分を除く。)
	19	同上	「発信者情報」	「発信者情報」(住所の部分を除く。)
	20	同上(電話口頭記録簿)	「相手方」	「相手方」のうち6文字目以降の部分
	21	職員の電話対応	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(氏名・住所の部分を除く。)



22	同上	「発信者情報」	「発信者情報」（氏名・住所の部分を除く。）
23	同上（電話口頭記録簿）	「相手方」、意見申出人の個人情報に係る部分	「相手方」のうち4文字目から7文字目まで。 「4内容」欄の本文のうち上から2行目の非開示部分、6行目の2箇所目の非開示部分
24	旅券スタッフの対応	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」（氏名・住所の部分を除く。）
25	同上	「発信者情報」	「発信者情報」（氏名・住所の部分を除く。）
26	同上（電話口頭記録簿）	「相手方」、県職員の姓	「相手方」のうち12文字目以降の部分
27	清水テクノカレッジの夜間訓練	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
28	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
29	中国への農産物等の売り込み	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」（氏名・住所の部分を除く。）
30	同上	「発信者情報」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所の部分を除く。）
31	同上	あて名	—
32	県職員録	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」（氏名の部分を除く。）
33	同上	「発信者情報」	「発信者情報」（氏名の部分を除く。）
34	県職員のトイレトペーパーの使用	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
35	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
38	県庁相談窓口の延長	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」（氏名・住所の部分を除く。）
39	同上	「発信者情報」	「発信者情報」（氏名・住所・電話番号の部分を除く。）
40	同上（電話口頭記録）	「発信人」、住所、氏名、電話番号、姓、意見申出人に係る情報の部分	「用件」欄のうち上から2行目の14・15文字目・28文字目以降の部分、3行目の1・2文字目・16文字目以降の部分
41	昼休みの展望ロビー	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
42	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
44	青葉駐車場の職員の対応	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
45	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
46	県民生活センターの職員の対応	「発信者別の区分」、県職員に係る情報の部分	「発信者別の区分」（住所の部分を除く。）、県職員に係る情報の部分
47	同上	「発信者情報」、県職員に係る情報の部分	「発信者情報」（住所の部分を除く。）、県職員に係る情報の部分
48	高校生の自転車マナー	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
49	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
50	部活動の講師派遣	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」

51	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(E-Mailの部分を除く。)
52	同上	あて名	—
53	県施策の中止願い	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(住所・氏名の部分を除く。)
54	同上	「発信者情報」	「発信者情報」(氏名・住所・E-Mailの部分を除く。)
55	同上	あて名	—
56	県への要望の経過伺い	メールアドレス、氏名、全文	—
57	同上	あて名、姓	—
58	同上	あて名	—
59	同上	姓	—
60	同上	姓	—
62	県民生活センターの職員への対応	「発信者別の区分」、県職員に係る情報の部分	「発信者別の区分」、県職員に係る情報の部分
63	同上	「発信者情報」、県職員に係る情報の部分	「発信者情報」、県職員に係る情報の部分
64	同上(電話口頭記録簿)	「相手方」、県職員に係る情報の部分	「相手方」、県職員に係る情報の部分
65	県庁内の座席表	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(住所の部分を除く。)
66	同上	「発信者情報」	「発信者情報」(住所の部分を除く。)
68	須走り登山入口の渋滞	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
69	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」
70	逮捕された県職員の処分	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
71	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
72	難病相談支援センターと県動物保護協会	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
73	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
74	県ホームページ	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
75	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の全文	「発信者情報」(E-Mailの部分を除く。)
76	富士山静岡空港	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(氏名・住所の部分を除く。)
77	同上	「発信者情報」	「発信者情報」(氏名・住所の部分を除く。)
78	同上(電話口頭記録簿)	「相手方」	—
79	公用車のアイドリング	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
80	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
81	国道150号	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(住所の部分を除く。)
82	同上	「発信者情報」	「発信者情報」(住所の部分を除く。)
83	私立高校の補助金	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」

84	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(E-Mailの部分を除く。)
85	同上	メールアドレス、あて名	—
86	職務経験者採用試験	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
87	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
88	県道交差点の改良	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(氏名・住所(都道府県名を除く。))の部分を除く。)
89	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(氏名・住所(都道府県名を除く。))・E-Mailの部分を除く。)
90	同上	あて名、姓	—
91	県道交差点の改良	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(氏名・住所(都道府県名を除く。))・E-Mailの部分を除く。)
92	同上	あて名、姓	—
93	県職員の対応	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
94	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
95	技能五輪国際大会の広報	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
96	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(E-Mailの部分を除く。)
97	同上	メールアドレス、あて名	—
98	県営住宅	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(住所の部分を除く。)
99	同上	「発信者情報」	「発信者情報」(住所の部分を除く。)
100	県職員の扇風機使用	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
101	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
102	公務員の交通違反	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
103	同上	「発信者情報」、意見申出人に係る情報の部分	「発信者情報」、意見申出人に係る情報の部分
104	部局の名前	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
105	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」
106	県職員等の通勤費支給について	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
107	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
108	沼津にも駐車監視員を	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
109	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(E-Mailの部分を除く。)
110	職務経験者の採用について	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
111	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
112	一級建築士に関する問い合わせへの電話対応について	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
113	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
114	同上(電話口頭記録簿)	「相手方」、県職員の職名	「相手方」、県職員の職名

115	自動車税の障害者減免制度について	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
116	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
117	同上（電話口頭記録簿）	「相手方」	「相手方」のうち1・2文字目
118	中国人観光客のビザ免除に反対	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
119	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（E-Mailに係る部分を除く。）
120	同上	あて名	—
121	同上	メールアドレス、あて名	—
122	特別職の期末手当は廃止すべき	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
123	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
124	会計検査について	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
125	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（E-Mailの部分を除く。）
126	避難所は身近な場所がいい	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
127	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
128	同上（電話口頭記録簿）	「相談者」	「相談者」
129	県職員の態度について	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
130	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
131	「県民だより」の公民館での配布について	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
132	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
133	同上（電話口頭記録簿）	「相手方」	「相手方」
134	静岡県警の女性捜査員について	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」（氏名・住所（都道府県名を除く。）の部分を除く。）
135	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所（都道府県名を除く。）・E-Mailの部分を除く。）
136	同上	あて名	—
137	「あざれあ」の相談員に対する苦情	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
138	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
139	同上（電話口頭記録簿）	「相手方」	「相手方」
140	県職員採用試験について	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
141	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（E-Mailの部分を除く。）
142	同上	あて名	—
143	同上	メールアドレス、あて名	—

144	官公庁における祝日の日の丸掲揚について	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(住所の部分を除く。)
145	同上	「発信者情報」	「発信者情報」(住所の部分を除く。)
146	警察署の職員の対応について	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
147	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
148	腐ってますね静岡県	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
149	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(E-Mailの部分を除く。)
150	県立高校の教員等の喫煙	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
151	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
152	昼休みの展望ロビーでの県職員の行動	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(住所の部分を除く。)
153	同上	「発信者情報」	「発信者情報」(住所の部分を除く。)
156	聾学校の名称変更 に反対	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
157	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
158	県庁におけるタバコの自動販売機について	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(住所の部分を除く。)
159	同上	「発信者情報」	「発信者情報」(住所の部分を除く。)
160	県職員等の処分について	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
161	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
162	県立こころの医療センター	「発信者別の区分」、意見申出人に係る情報の部分	「発信者別の区分」(氏名の部分を除く。)
163	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」、意見申出人に係る情報の部分	「発信者情報」(氏名・E-Mailの部分を除く。)
164	同上	あて名	—
165	同上	メールアドレス、あて名	—
166	ヤングジョブステーションについて	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
167	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
168	同上(電話口頭記録簿)	「相談者」、意見申出人に係る情報の部分	「相談者」 「5内容」欄の本文のうち上から2・3行目、20行目の1文字目から3文字目まで
169	警察県民センターの職員の対応について	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
170	同上	「発信者情報」	「発信者情報」

	171	国・県からの藤枝市立総合病院への産科医の派遣について	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
	172	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
	173	県政に関する様々な意見	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
	174	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
	175	職員採用試験について	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
	176	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(E-Mailの部分を除く。)
	177	同上	メールアドレス、あて名	—
	178	静岡空港マスタープラン	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
	179	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(E-Mailの部分を除く。)
	180	財務事務所の職員の勤務態度について	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
	181	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
	182	県庁のエレベーター前で談笑している県職員	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
	183	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
	184	富士山静岡空港のソウル便について	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(氏名・住所の部分を除く。)
	185	同上	「発信者情報」	「発信者情報」(氏名・住所の部分を除く。)
	186	同上(電話記録)	「発信者」	—
	187	採用試験について	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
	188	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(E-Mailの部分を除く。)
	189	同上	メールアドレス、あて名	—
	190	県庁に設置されているテレビ	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
	191	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
	192	路上落下物の排除対応と車のナンバープレート	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
	193	同上	「発信者情報」	「発信者情報」
	194	免許更新手続き	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
	195	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(E-Mailの部分を除く。)
	196	同上	あて名	—
事案外	1	携帯電話利用者のマナー向上	あて名	—

2	遠州灘海浜公園に関する苦情	意見申出人に係る情報の部分、氏名、住所、メールアドレス、意見全文	非開示部分のうち、上から1行目から3行目まで
3	同上	あて名、意見申出人に係る情報の部分、姓	上から2箇所目の非開示部分の1・2行目
4	同上	あて名	—
5	申請書のダウンロード	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(E-Mailの部分を除く。)
6	同上	あて名	—
7	はじめまして	メールアドレス、姓、意見全文	—
8	同上	あて名	—
9	浜名湖ガーデンパークの利用	あて名、姓	—
10	同上	姓	—
11	県ホームページについて	メールアドレス、姓、市町村名、意見全文	—
12	同上	あて名	—
13	同上	あて名	—
14	電話口頭記録簿	「相手方」、意見申出人に係る情報の部分、申出人以外の人の職と姓	「4内容」欄の本文のうち上から11行目の非開示部分の1文字目から3文字目まで
15	同上	「相手方」	—
16	同上	「相手方」、意見申出人に係る情報の部分、姓	—
17	気が付いたら「うつ」ってた	姓、メールアドレス	—
18	性別の考慮	あて名	—
19	インターネットモニターアンケートでの回答率	あて名	—
20	情報公開	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。)
22	口頭記録簿	「相手方」	「相手方」
23	テーブルフォーツ	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(氏名・郵便番号・E-Mailの部分を除く。)
24	同上	あて名	—
26	暴行事件の通報	学校名、学年、意見申出人に係る情報の部分	上から3・4箇所目の非開示部分
27	憲法9条の改定反対	メールアドレス、あて名	—
28	静岡空港の愛称	氏名、姓	—
29	同上	あて名、姓	—
30	高圧ガス製造届出書の委任状	メールアドレス、あて名	—
31	電話口頭記録簿	「相手方」、姓	「相手方」のうち4文字目から7文字目まで、13文字目以降の部分

32	同上	意見申出人に係る情報の部分、姓	上から9・10・12行目の非開示部分
35	自動車NOx・PM法について	あて名	—
37	静岡県公立高等学校教員に関わる不祥事	あて名	—
38	静岡県聴覚障害者情報センターだより等	あて名	—
40	三ヶ日みかん	あて名、意見申出人以外の人の職と姓	上から2箇所目の非開示部分のうち1文字目から5文字目まで
42	同上	あて名、姓、意見申出人以外の人の職と姓	—
43	無題	あて名	—
44	同上	意見申出人に係る情報の部分	—
45	静岡県公式ホームページについて	メールアドレス、意見申出人に係る情報の部分	—
46	富士山静岡空港までのアクセス等	あて名	—
48	静岡県のサッカー	あて名	—
49	ようこそ知事室へ	メールアドレス、意見全文	—
50	同上	あて名	—
51	メールありがとうございます	メールアドレス、姓、意見全文	—
52	同上	あて名	—
53	食の安全と調理器具について	あて名、姓	—
54	無題	意見申出人に係る情報の部分、電話番号、意見全文	左から1列目（欄外の部分）
55	同上	あて名、姓	—
56	たばこ対策について	姓、あて名	—
59	イシガメの販売	あて名	—
61	高校の室内練習場	学校名	学校名
62	河川敷の廃車（電話口頭記録）	「相手方」	「相手方」のうち1行目の5文字目から25文字目まで
63	同上	あて名、意見申出人に係る情報の部分、姓	上から2箇所目の非開示部分の1・2行目
64	携帯電話によるメール&インターネット講習会について	意見申出人に係る情報の部分	上から1箇所目の非開示部分の1・2行目
65	お悔やみ	あて名、姓	上から2箇所目の非開示部分
67	電話口頭記録簿	「相手方」	「相手方」



68	こども病院・がんセンターの不良未収金額及びその回収方法	メールアドレス、あて名、姓	—
69	同上	氏名、意見申出人の個人情報に係る部分、メールアドレス	非開示部分のうち1文字目から3文字目まで、9文字目から15文字目まで
70	電話口頭記録簿	「相手方」、意見申出人以外の姓	「相手方」
71	電話口頭記録簿	「相手方」	「相手方」
72	電話口頭記録簿	「相手方」	「相手方」
73	同上	「相手方」	「相手方」
74	電話口頭記録簿	「相談者」、意見申出人に係る情報の部分、県職員の所属と氏名	「相談者」のうち1・2文字目
75	無題	意見全文、住所、氏名、意見申出人に係る情報の部分	—
76	同上	あて名	—
77	電話口頭記録簿	「相手方」	「相手方」のうち4文字目から7文字目まで
78	学校野球部の指導	意見申出人に係る情報の部分、「調査結果」	上から1箇所目の非開示部分の1行目の1文字目から19文字目まで、2行目の13文字目から3行目の21文字目まで、3行目の27文字目から4行目まで。 「調査結果」
79	電話口頭記録簿	「相手方」、意見申出人に係る情報の部分	「相手方」のうち1文字目から18文字目まで。 上から2箇所目の非開示部分
80	消防車の私物化と路上駐車について	メールアドレス、あて名	—
81	永住外国人に対する地方参政権の付与	あて名	—
82	県庁の空調	メールアドレス	—
84	自動車関係諸税とエコドライブ	あて名	—
85	蒲原病院を発着するバスの利便性向上について	メールアドレス、姓、あて名	—
86	静岡県総合教育センター	メールアドレス、意見全文、氏名、姓	—
87	同上	あて名	—
88	電話口頭記録簿	「相手方」	「相手方」のうち4文字目から7文字目まで
89	電話口頭記録簿	「相手方」	「相手方」のうち9文字目から12文字目まで
90	地球温暖化防止	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・E-Mailの部分を除く。）
91	同上	あて名、姓	—

92	同上	姓	—
94	口頭記録	「発信者」、意見申出人に係る情報の部分、事業所名	「(補足)」の本文のうち上から2行目の8文字目から18文字目まで
95	電話口頭記録簿	「相手方」	「相手方」
96	来訪者対応	「来訪者」、意見申出人に係る情報の部分	「来訪者」のうち6文字目以降の部分
97	知事への面会希望	「相手方」、意見申出人に係る情報の部分、事業所名	「相手方」のうち6文字目から9文字目まで
98	電話口頭記録簿	「相手方」	「相手方」のうち1・2文字目
99	口頭記録簿	「相手方」、意見申出人に係る情報の部分	「相手方」のうち6文字目から9文字目まで
100	大谷放水路	氏名、住所、電話番号、意見全文	ご提案日、性別、ご提案のテーマの部分
101	同上	あて名	—
102	同上	姓	—
103	技能検定	あて名	—
104	同上	姓	—
105	技能検定の可否の結果の間違い説明処理に関する件	あて名、姓	—
107	クイズ応募手段	住所、氏名、電話番号、意見全文	—
108	同上	あて名、姓	—
109	電話口頭記録簿	「相手方」	「相手方」
110	静岡県交通安全CM	メールアドレス、あて名、姓	—
111	建築確認	氏名、メールアドレス、意見全文、事業所名	—
112	同上	あて名、事業所名	—
114	建設業許可	氏名、メールアドレス、意見全文	—
115	同上	あて名	—
117	学校図書館活性化モデル事業等	あて名、意見全文	—
118	同上	意見全文	—
120	談合について	メールアドレス	—
121	電話口頭記録簿	「相手方」	「相手方」
122	浜松市内の農業用建物	姓、メールアドレス、意見全文、地名	—
123	同上	あて名、地名	—
124	同上	地名	—
126	同上	あて名	—
127	タバコ対策について	メールアドレス、あて名	—
128	来客記録簿	「相手方」、意見申出人に係る情報の部分	—
129	同上	姓	—
130	電話記録用紙	「受信人」、姓、意見申出人に係る情報の部分	—

131	県政世論調査の件	「発信者情報」、「相談・問合せの情報」の「全文」	—
132	同上	あて名、姓	—
133	研修費名目の無駄遣いについて	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(氏名・郵便番号・住所(都道府県名を除く。))・電話番号・E-Mailの部分を除く。)
134	同上	あて名、姓	—
135	同上	メールアドレス、意見全文、あて名、姓	—
136	同上	あて名、姓、意見申出人に係る情報の部分	—
138	電話口頭記録簿	「相手方」	「相手方」のうち1・2文字目
139	食育の推進について	あて名、姓	—
140	問い合わせ	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(E-Mailの部分を除く。)
141	同上	あて名	—
142	職員手当について	メールアドレス、あて名	—
143	農業機械、ビニルハウスの騒音について	あて名	—
144	同上	意見申出人に係る情報の部分、事業所名	—
146	ガーデンパーク有料化について	意見全文、氏名、住所、電話番号	—
147	同上	あて名	—
148	道路の位置の指定等	あて名、姓、事業所名	—
150	同上(電話口頭記録簿)	「相手方」、姓、事業所名	—
152	県内の街々に街路樹を植えていく長期的計画の策定について	意見全文、氏名、住所、電話番号	—
153	同上	あて名	—
155	電話口頭記録簿	「相手方」、意見申出人に係る情報の部分、県職員の姓	「相手方」のうち7文字目から10文字目まで。「4内容」欄の本文のうち上から9行目の1箇所目の非開示部分
156	同上	「相手方」、意見申出人に係る情報の部分、県職員の姓	「相手方」のうち7文字目から10文字目まで。「4内容」欄の本文のうち上から9行目の1箇所目の非開示部分
157	同上	姓	—
158	森林組合&市行政担当の役割について	メールアドレス、あて名、意見申出人に係る情報の部分、姓	—
159	同上	メールアドレス、あて名、姓	—

160	電話口頭記録簿	「相手方」	「相手方」
161	茶畑における農薬散布について	あて名、氏名	—
163	無題	メールアドレス	—
164	ショッピングセンター建設	姓、事業所名	—
165	電話口頭記録簿	「相手方」、意見申出人に係る情報の部分、意見申出人以外の個人に係る情報	「相手方」のうち1文字目から6文字目まで
166	パブリックコメントに関する御意見について	意見申出人に係る情報の部分、あて名	上から1箇所目の非開示部分
168	静岡県へのプロ野球チーム誘致	メールアドレス	—
169	電話口頭記録簿	「相手方」、事業所名	上から1箇所目の非開示部分。「相手方」
170	生活保護制度	メールアドレス、意見全文	—
172	福祉に関すること	意見全文	非開示部分のうち右から1列目
173	同上	あて名	—
174	無題	あて名	—
175	本日、公用車を東京で走らせましたか？	メールアドレス、意見全文	—
176	同上	あて名	—
177	同上	メールアドレス、あて名	—
178	同上	あて名	—
179	電話口頭記録簿	「相手方」	「相手方」
180	電話口頭記録簿	「相手方」、意見申出人に係る情報の部分	—
181	県の収入となる税金が上がっても文句は言いません	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
182	同上	あて名、姓	—
183	「静岡県のすがた2006」の記載誤り	氏名	—
184	自動車税納税通知書	あて名	—
185	同上	意見申出人に係る情報の部分、氏名	—
186	電話口頭記録簿	「相手方」	「相手方」
187	電話口頭記録簿	「相手方」	「相手方」のうち3文字目から6文字目まで
188	県知事へのメッセージの伝達方法についてお問い合わせ	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所（都道府県名を除く。）・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
189	同上	あて名	—
191	電話口頭記録簿	「相手方」	「相手方」のうち6文字目以降の部分

192	通販の水着にかかる消費生活相談について	事業所名	—
193	同上	事業所名、事業所に係る情報	上から4箇所目の非開示部分
194	しずおか子育て優待カード	あて名、意見申出人に係る情報の部分	—
195	静岡空港について	メールアドレス、あて名、姓	—
196	同上	メールアドレス、あて名	—
197	不親切な対応と思われること	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・E-Mailの部分を除く。）。 全文欄の上から12行目の29文字目以降の部分、13行目の1文字目から4文字目まで、14行目
198	同上	あて名	—
199	電話口頭記録簿	「相手方」、姓	「相手方」のうち5文字目から8文字目まで
200	電話口頭記録簿	「相手方」	「相手方」のうち4文字目から7文字目まで、23文字目以降の部分
201	同上（相談記録表）	「相談者」、「受診の有無」、意見申出人に係る情報の部分、申出人以外の個人に係る情報、「対象機関名」	「患者との関係」欄、「氏名」欄の3文字目以降の部分、「受診の有無」欄。 「相談内容及び助言等」欄の上から2箇所目の非開示部分のうち4文字目以降の部分、3箇所目の非開示部分のうち4文字目以降の部分
202	市営住宅の抽選	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（E-Mailの部分を除く。）
203	同上	あて名	—
204	バイオマスボイラー	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
206	同上	あて名、姓	—
207	静岡市内の交通	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（E-Mailの部分を除く。）
208	同上	あて名	—
210	騒音苦情	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（郵便番号・住所（都道府県名を除く。）・E-Mailの部分を除く。）
211	同上	あて名	—
212	熱海保健所の対応	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所（都道府県名を除く。）・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
213	熱海保健所職員は仕事放棄	メールアドレス、意見全文	下から1行目の非開示部分
214	同上	あて名	—
215	同上	メールアドレス、あて名	—
216	不正行為疑義	意見全文	—
217	同上	事業所名、事業所に係る情報、意見申出人以外の個人名、所管機関の対応	「所管機関の対応」のうち「資格・所管」欄の非開示部分

218	どこに送ればいいのか	メールアドレス、意見全文	—
219	同上	あて名	—
220	下田市の災害復旧工事	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
221	同上	氏名、地名、函面	—
222	伊東市営住宅ペット問題	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所（都道府県名を除く。）・E-Mailの部分を除く。）
223	同上	あて名	—
224	伊東市のペットで転居命令	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・E-Mailの部分を除く。）
225	同上	あて名	—
226	伊東市営住宅ペット処分	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・E-Mailの部分を除く。）
227	同上	あて名、姓	—
228	同上	メールアドレス、あて名、姓	—
229	伊東市市営住宅問題	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・E-Mailの部分を除く。）
230	同上	あて名	—
231	同上	メールアドレス、あて名	—
232	伊東市動物問題	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（E-Mailの部分を除く。）
233	同上	あて名	—
234	投票権利	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所（都道府県名を除く。）・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
235	同上	あて名	—
236	伊東市市営住宅	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
237	同上	あて名	—
238	伊東市市営住宅とペット	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・E-Mailの部分を除く。）
239	同上	あて名	—
240	伊東市市営住宅ペット問題	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所（都道府県名を除く。）・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
242	同上	あて名	—
243	富士宮道路	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所（都道府県名を除く。）・E-Mailの部分を除く。）
244	同上	あて名	—
245	フリースクール	メールアドレス、氏名、意見全文	—
246	同上	氏名、住所、意見全文	下から3行目の9文字目から12文字目まで
247	同上	あて名	—
248	同上	メールアドレス、あて名	—
249		意見全文、意見申出人に係る情報の部分	左から1列目（欄外の部分）

250	同上	あて名	—
251	静岡県のテレビ局	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
252	同上	あて名	—
253	盗撮の教諭	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所（都道府県名を除く。）・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
255	同上	氏名	—
256	同上	あて名	—
257	松崎職員	メールアドレス、意見全文	—
259	同上	メールアドレス	—
260	公衆電話ボックスの撤去	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・E-Mailの部分を除く。）
261	同上	あて名	—
262	お願い	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
263	同上	あて名	—
264	同上	メールアドレス、あて名	—
265	豪雨の水泳大会	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・住所・E-Mailの部分を除く。）
266	同上	あて名	—
267	不思議な光景	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・住所・E-Mailの部分を除く。）
268	同上	あて名、姓	—
269	同上	メールアドレス、あて名、姓、意見全文	—
270	同上	メールアドレス、あて名	—
272	日韓交流	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所（都道府県名を除く。）・E-Mailの部分を除く。）
273	同上	あて名	—
274	無題	意見全文、意見申出人に係る情報の部分	左から1列目（欄外の部分）
275	同上	あて名	—
276	新駅設置	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・E-Mailの部分を除く。）
277	同上	あて名、姓	—
279	選挙投票用紙	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
280	同上	あて名	—
281	回答ありがとうございます	メールアドレス、氏名、意見全文	—
282	同上	メールアドレス、あて名	—
283	天竜川橋工事	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
285	同上	あて名	—
286	領収書	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
287	同上	あて名	—

288	社会保険事務所	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
289	同上	あて名	—
290	富士宮地区観光施設	メールアドレス、氏名、意見全文、意見申出人に係る情報の部分	上から3・4・6箇所目の非開示部分
291	同上	メールアドレス、あて名、意見申出人に係る情報の部分	上から2・4箇所目の非開示部分
292		意見申出人に係る情報の部分、意見全文	非開示部分のうち上から1行目
293	同上	意見申出人に係る情報の部分、意見全文、氏名	—
294	同上	あて名	—
295	職員の不正行為	あて名	—
296	同上	メールアドレス	—
297	工事現場でのごみ問題	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
298	インターネットの規制について	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所（都道府県名を除く。）・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
299	同上	メールアドレス	—
300	静岡市立小学校について	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」、学校名	学校名、下から1箇所目の非開示部分の下から1行目
301	同上	あて名、学校名	学校名
302	個人情報保護法違反事業者についての報告	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（E-Mailの部分を除く。）
303	同上	あて名	—
304	電話口頭記録簿	「相談者」、図書館職員に係る情報	「相談者」、図書館職員に係る情報
305	携帯電話充電器の設置	メールアドレス、意見全文、氏名、住所、電話番号	—
306	同上	あて名	—
307	同上	あて名	—
308	ボランティア活動等	あて名	—
310	ビッグイシュー	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・E-Mailの部分を除く。）
311	同上	あて名	—
312	災害時の救援体制	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所（都道府県名を除く。）・電話番号・E-Mailの部分を除く。）
313	同上	「意見等の情報」の「全文」	—
314	同上	あて名	—
315	静岡県の民放テレビ	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（E-Mailの部分を除く。）
316	同上	あて名	—



317	久能山東照宮	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・E-Mailの部分を除く。）
318	同上	あて名	—
319	動物愛護	あて名	—
320	インド洋給油活動	意見申出人の氏名、住所、意見等の自筆の全文	「郵便はがき」欄のうち、「あて先」欄の郵便番号・住所・あて名の部分
321	同上	あて名、姓	—
323	少年少女の夜間連出し	メールアドレス、意見全文、氏名、住所、電話番号、職業、生年月日	—
324	同上	あて名	—
325	土地区画整理事業	あて名、姓、地名	—
326	同上	地名、意見申出人の氏名、住所、電話番号	—
327	河川敷の廃車	意見申出人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、意見申出人に係る情報の部分、意見全文	上から1箇所目の非開示部分の1行目から3行目まで
328	同上	あて名、意見申出人に係る情報の部分、姓	上から2箇所目の非開示部分の1・2行目
329	公務員のモラル	意見申出人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、意見申出人に係る情報の部分、意見全文	上から1箇所目の非開示部分の1行目から3行目まで
330	同上	あて名、意見申出人に係る情報の部分、地名	上から2箇所目の非開示部分の1・2行目
331	交差点の白線	意見申出人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、意見申出人に係る情報の部分、意見全文	上から1箇所目の非開示部分の1行目から3行目まで
332	同上	あて名、意見申出人に係る情報の部分、地名	上から10・11・12・14行目の非開示部分
334	同上	メールアドレス、あて名、意見申出人に係る情報の部分、地名	上から2・4箇所目の非開示部分
335	安全安心な生活	意見申出人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、意見申出人に係る情報の部分、意見全文	上から1箇所目の非開示部分の1行目から3行目まで
336	同上	あて名、意見申出人に係る情報の部分	上から2箇所目の非開示部分の1・2行目
337	車のマナー等	意見申出人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、意見申出人に係る情報の部分、意見全文	上から1箇所目の非開示部分の1行目から3行目まで
338	同上	あて名、意見申出人に係る情報の部分、地名	上から10行目から12行目までの非開示部分

339	共生	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(氏名・住所の部分を除く。)
340		「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。)
342	警察の対応	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(氏名・住所の部分を除く。)
343	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。)
344	パトカーによる巡回	「発信者別の区分」、地名	「発信者別の区分」(氏名・住所の部分を除く。)
345	同上	「発信者情報」、地名	「発信者情報」(氏名・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。)
346	道路について	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(氏名・住所の部分を除く。)
347	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。)
348	同上	あて名、施設名	上から2・3箇所目の非開示部分
350	警察の携帯用ホームページ	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」
351	同上	「発信者情報」	「発信者情報」(E-Mailの部分を除く。)
352	同上	あて名	—
353	派出所存続願い	「発信者別の区分」、地名	「発信者別の区分」(氏名・住所の部分を除く。)
354	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」、地名	「発信者情報」(氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。)
355	信号機改良依頼	「発信者別の区分」、地名、施設名	「発信者別の区分」(氏名・住所の部分を除く。)、地名、施設名
356	同上	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」、地名、施設名	「発信者情報」(氏名・郵便番号・住所・電話番号・E-Mailの部分を除く。)、地名、施設名
357	232ページの伊東市動物問題の追加	メールアドレス	—
358	84ページの自動車関係諸税とエコドライブの回答の続き	姓	—
359	62ページの河川敷の廃車の追加資料	地名、意見申出人以外の個人名	上から1箇所目の非開示部分
360	同上	事業所名	—
361	45ページの県ホームページの追加	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」(氏名・E-Mailの部分を除く。)
362	同上	「発信者別の区分」	「発信者別の区分」(氏名の部分を除く。)
363	53ページの食の安全と調理器具の追加	メールアドレス、意見全文	—
364	同上	あて名	—

365	143ページの農業機械、ビニールハウスの騒音の追加	姓、メールアドレス、意見全文、事業所名	—
366	184ページの自動車税納税通知書の追加	「発信者情報」、「意見等の情報」の「全文」	「発信者情報」（氏名・郵便番号・住所・E-Mailの部分を除く。）
367	183ページの「静岡県のがた2006」の関連	氏名	—
369	産業廃物処理施設	意見申出人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、意見申出人に係る情報の部分、意見全文	上から1箇所目の非開示部分の1行目から3行目まで
370	同上	あて名、姓、地名、意見申出人に係る情報の部分	上から7・8行目の非開示部分。 上から11行目の2箇所目の非開示部分

別表2

実施機関の非開示情報の類型	左のうち、当審査会が開示すべきと判断した部分
意見申出人が記載した意見等の情報	標題の情報（意見申出人の居住地名（平成19年7月2日受付の意見等）、事務所名等（平成19年6月11日受付の意見）及び生命に関する情報（平成20年3月31日受付の意見等）を除く。）
「発信者情報」欄等に記載された意見申出人の氏名等の情報	一般、不明・匿名等、性別、年代、住所のうち国・州・都道府県名等の情報
意見申出人が記載した意見等の送付先欄の情報	公務員等の氏名等（平成19年7月2日受付の意見等）、法人等の名称（意見申出人の居住地名の部分（平成19年6月11日受付の意見等）を除く。）、法人等の電子メールアドレス等の情報
実施機関の職員が記載した供覧・処理等の情報	供覧・処理等の情報（警察職員の氏名（平成20年3月10日受付の意見）並びに意見申出人の氏名及び病名（平成19年4月5日受付の意見）を除く。）
法人等の代表者が記載した当該法人等の広告等の情報	法人等の代表者が記載した当該法人等の広告等の情報（平成20年2月21日及び3月18日受付の意見等）
上記以外の情報	定型様式の項目、意見等の提出日時、実施機関の受付日時等の情報

## 別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 20 年 6 月 27 日	諮問を受け付けた。	
平成 20 年 7 月 18 日	(追加) 諮問を受け付けた。	
平成 20 年 7 月 18 日	審議	第 210 回
平成 20 年 7 月 30 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 20 年 8 月 18 日	審議	第 211 回
平成 20 年 8 月 18 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 20 年 9 月 16 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 20 年 9 月 22 日	審議	第 212 回
平成 20 年 10 月 20 日	審議	第 213 回
平成 20 年 11 月 17 日	審議	第 214 回
平成 20 年 12 月 15 日	審議	第 215 回
平成 21 年 1 月 19 日	審議	第 216 回
平成 21 年 2 月 16 日	審議	第 217 回
平成 21 年 3 月 16 日	審議	第 218 回
平成 21 年 4 月 27 日	審議	第 219 回
平成 21 年 5 月 25 日	審議	第 220 回
平成 21 年 6 月 22 日	審議	第 221 回
平成 21 年 7 月 24 日	審議	第 222 回
平成 21 年 8 月 20 日	審議	第 223 回
平成 21 年 9 月 28 日	審議 (答申)	第 224 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 210 回～第 224 回
興 津 哲 雄	弁護士	第 210 回～第 224 回
佐 藤 登 美	静岡県看護協会 会長	第 210 回～第 218 回、 第 221 回～第 224 回
鈴 木 紀 子	弁護士	第 211 回～第 223 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院 院長	第 210 回～第 212 回、 第 214 回～第 224 回
根 木 真 理 子	静岡大学 教育学部 教授	第 210 回～第 224 回